

3-12 大気汚染常時測定結果一覧（2013(平成25)年度）

一覧表の見方

(1) 用途地域の欄は「都市計画法」第8条に定める地域の用途区分であって、略名は次のとおりとする。

住 第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域並びに準住居地域
 商 近隣商業地域及び商業地域
 準工 準工業地域
 工 工業地域
 工専 工業専用地域
 風致 風致地区
 臨港 臨港地区
 未 都市計画区域で上記. のいずれにも該当しない地域
 他 都市計画区域以外の地域

(2) 有効測定日、有効測定局の考え方

1日平均値に関する評価は、1日20時間以上の測定時間を有する「有効測定日」を対象とする。
 また、長期的評価は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素については年間6000時間以上の測定時間を有する局、微小粒子状物質については測定方法が環境省の認定基準を満たすとともに年間の有効測定日が250日以上を有する局、光化学オキシダントについては年間1時間以上の昼間の測定時間を有する局、非メタン炭化水素については年間で1日以上午前6時から9時までの連続した測定値をすべて有する日がある局を評価の対象とする。これらの評価の対象となった局を「有効測定局」とする。

(3) 日平均値

日平均値は、1日20時間以上測定された日の1時間値の算術平均値をいう。

(4) 有効測定日数及び6～9時における測定日数

有効測定日数は、前述の有効測定日の総和をいう。また、6～9時における測定日数は、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素について、6～9時までの3時間の連続した測定値をすべて有する日の総和をいう。

(5) 年平均値、昼間の年平均値及び6～9時における年平均値

年平均値、光化学オキシダントの昼間の年平均値、及び非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素の6～9時における年平均値は、次式により算出する。

- ・年平均値＝年間の測定値の総和／測定時間数
- ・昼間の年平均値＝年間の昼間の測定値（6～20時の1時間値）の総和／年間の昼間の測定値の測定時間の総和
- ・6～9時における年平均値＝年間の6～9時の測定値の総和／年間の6～9時の測定時間の総和

(6) 6～9時における3時間平均値及び8時間平均値

6～9時における3時間平均値は、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素について、6～9時までの3時間の連続した測定値の算術平均値をいう。ただし、この時間帯の測定値に1時間でも欠測がある場合、この日の3時間平均値は欠測とする。

また、8時間平均値は、一酸化炭素について1日の測定時間のうち、連続した8時間（1～8時、9～16時、17時～24時の1日3回の時間帯）の1時間値の算術平均値をいう。ただし、8時間のうち6時間以上測定した場合は有効とするが、5時間以下の場合はこの時間帯の8時間平均値は欠測とする。

(7) 測定方式

測定は下表に示す方式により実施している。年間測定結果表の備考欄には、3月31日時点または測定終了時点での測定方式を示す。

項目	測定方式
窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）	吸光光度法、化学発光法（乾式）
光化学オキシダント	吸光光度法、紫外線吸収法（乾式）
炭化水素類（メタン、非メタン炭化水素）	非メタン炭化水素測定法（直接法）
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法
微小粒子状物質	ベータ線吸収法、フィルター振動法、光散乱法
二酸化硫黄	溶液導電率法、紫外線蛍光法（乾式）
一酸化炭素	非分散型赤外線吸収法